

令和3年度

第1回ふじさわ人権協議会

2021年5月26日（水）

藤沢市 企画政策部 人権男女共同平和国際課

(委嘱式省略)

○事務局（古谷） それでは、引き続き、令和3年度第1回ふじさわ人権協議会を開催させていただきます。新型コロナウイルス感染対策ということで会議時間のほうもあと1時間、終了時間も4時半過ぎぐらいを目途に進めさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。まず、資料の確認を簡単にさせていただければと思います。

(資料確認)

○事務局（古谷） 資料についてはよろしいでしょうか。

本日は13人の委員の方がご出席いただき、会議の成立につきましては、ふじさわ人権協議会要綱第7条の規定に定める半数以上の委員の皆様のご出席がございましたので、成立したことを申し添えさせていただきます。なお、会議の公開・非公開につきましては、本市の情報公開条例第30条の規定により、原則公開とさせていただいております。ふじさわ人権協議会におきましても、公開を原則として運営をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○事務局（古谷） ありがとうございます。では、本日、傍聴人の方はいらっしゃらないということでございますので、このまま進行をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○事務局（横田） それでは議事に入らせていただきますが、会長がまだ決まっておりますので、議題1につきましては、事務局で代わりに進行させていただきますのでご了承ください。議題1「会長及び副会長の選出について」議題とさせていただきます。お手元にお配りしております「ふじさわ人権協議会要綱」第5条によりまして、会長及び副会長は、委員の互選により決定することとなっておりますが、会長についてはいかがいたしましょうか。

○宮部委員 今年度、藤沢市人権施策推進指針の改定が予定されているようですので、前回の改定も経験され、更に初回からの指針の作成に関わられた片岡委員がよろしいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○事務局（横田） ただ今、片岡委員にという声でしたが、皆様よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○事務局（横田） ありがとうございます。片岡委員、お引き受けいただけますでしょうか。

○片岡委員 はい。

○事務局（横田） ありがとうございます。ではご承諾いただきましたので会長につきましては、片岡委員にお願いいたします。続きまして、副会長につきましてはいかがでしょうか。

○片岡委員 私といたしましては、指針の改定もありますので、これまでの経緯をよくご存じの森委員そして深田委員にお願いできればと思います。皆様いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○事務局（横田） 森委員と深田委員お願いできますでしょうか。

○森委員 深田委員 はい。

○事務局（横田） ありがとうございます。それではご承諾をいただきましたので、改めまして会長には片岡委員、副会長には、森委員と深田委員のお二方にご就任いただくことで皆様ご承認いただけますでしょうか。もしよろしければ、拍手をもって、承認とさせていただきますと思います。

（拍手）

○事務局（横田） ご承認いただきましてありがとうございます。ただ今、会長に片岡委員、副会長に森委員、深田委員が選出されましたので、会長、副会長におかれましては、お手数かけて申し訳ありませんがお席のほうへご移動をお願いいたします。

（会長、副会長、会長・副会長席へ移動）

○事務局（横田） これまでの会議進行にご協力、ありがとうございました。ここからの進行につきましては、要綱第5条第2項の規定により、会長が行うこととなっております。片岡会長、よろしくをお願いいたします。

○片岡会長 はい。改めまして皆様こんにちは。第8期 令和3年度第1回ふじさわ人権協議会ということで、皆様全員がお揃いになりまして、お忙しい中ありがとうございます。また、コロナ禍ですので、なるべく効率よく議事を進めてまいりたいと思いますので、どうぞご協力ください。お願いがあります。皆様お持ちの名札をこちらに見せていただけますか。ありがとうございます。先ほど簡単にご挨拶申し上げましたが、私は8期も務めているというのは自分でも驚きなのですが、最初に

人権指針が出来た時から改定を重ねて、今回2回目の改定を迎えるということで、今期は色々と皆様方のお力を日頃より更にお願ひすることになるかと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。それでは、早速ですが、これより議事を進めさせていただきます。議題の2にまいります。藤沢市人権施策について事務局のほうからご説明お願ひいたします。

○事務局（古谷） それでは皆様、お手元の資料1をご覧くださいませでしょうか。藤沢市の人権擁護、人権施策の取組につきましてご説明をさせていただきます。まず、左上に「藤沢市人権施策推進施策に基づく事業計画」という四角い「Plan」と書いてある部分がございます。こちら藤沢市の人権擁護、人権施策につきましては、この指針の中の基本理念「人権を大切にし、人権文化を育むまちづくり」に基づき、基本目標が3つございます。「個人が尊重され、自分らしい生き方ができる社会の構築」「ともに支えあい、ともに生きる社会の構築」「協働による施策の推進」ということで進めております。また、人権施策、人権啓発の事業計画を策定するとともに職員に関するこうした計画も策定しております。右側のほうの四角に移りまして、「Do」と書いてありますけれども様々な事業の実施を行っております。これは市民の方に向けて行うもの、あるいは市職員に行うものなど様々なものがございます。そして、下のほうに移りまして、「藤沢市人権事務事業推進連絡会」、こちらが藤沢市役所の役所内の組織になるわけですがけれども、先ほど皆様に委嘱状を渡していただきました企画政策部長を会長としまして人権の関係する各課25課の課長等で構成する会議の中で、施策に関する調整であったり、推進手法に関する企画、調整などを行っております。併せまして、本日は皆様にお集まりいただいております「ふじさわ人権協議会」、こちらが外部組織ということで、学識経験者、関係団体、企業労働団体、市民の公募委員の方から市長が委嘱した15人以内、8期は13名ということで、任期2年で藤沢市の人権施策推進指針進行管理に必要な事項、あるいは、人権意識の啓発を推進するために必要な事項、その他人権施策の推進をはかるために必要な事項について審議、協議、調整などをいただいております。また、連携といたしまして表の下のほうに記載させていただいております人権擁護委員の皆様、また、2市1町ということで藤沢、茅ヶ崎、寒川町と互いに連携し、人権に関する様々の施策を推進させていただいているのが現状でございます。事務局からの説明は以上です。

○片岡会長 ありがとうございます。ただいま人権擁護、人権施策の取組の概要に

ついて説明がありましたが、これまでに務められた方はすでにご存じのことかと思  
います。新しい方が4人いらっしゃいますけれども、ここは大丈夫でしょうか。何  
かご質問などありますか。よろしいですか。それでは次の議題に進ませていただき  
たいと思います。続きまして、議題の3「令和2年度人権施策推進事業の実施結果  
について」事務局のご説明をお願いします。

- 事務局（中村） 議題の3「令和2年度人権施策推進事業の実施結果について」と  
次の議題4の「令和3年度人権施策推進事業実施計画案」は時間の関係もございま  
すので、まとめて説明いたします。これらの議題は令和2年度の第3回協議会でも  
議題にさせていただいたのですけれども、新しい方もいらっしゃいますので簡単に  
ポイントのみお伝えさせていただきます。まず、令和2年度人権施策推進事業の実  
施結果つきましては資料2をご覧ください。昨年度は新型コロナウイルスの影響に  
より事業規模を縮小しての開催やウェブ開催、中止となった事業が多くありまし  
た。まず、項目1「ふじさわ人権協議会」は5月、11月、3月の3回そちらに記  
載の議題で開催いたしました。次に項目2「庁内会議・職員研修等」は、5月18  
日に人権に深く関係のある25課の課長で構成される藤沢市人権事務事業推進連絡  
会を書面開催、その2つ下、10月30日に各課で人権のリーダーになっていただ  
く人権施策推進担当者の研究会を開催しました。また、1月上旬から3月上旬にか  
けまして人権eラーニング研修を実施いたしました。こちらは後ほど議題7で実施  
結果のご説明をさせていただきます。ページをめくっていただきまして、項目3  
「人権教室・人権出前講座」ですが、例年ですと藤沢市人権擁護委員の方々と連携  
して行っているものですが、昨年度は新型コロナウイルスの影響により中止となり  
ました。次に項目4「市主催・協力 講演会等」です。9月12日に藤沢市子ども  
をいじめから守る啓発講演会をFプレイスホールで開催しました。2つ下の段に行  
きまして、12月1日から7日には、第35回藤沢市人権啓発講演会をYouTubeで  
の動画配信により開催しました。次のページにお進みいただきまして、項目5「人  
権団体に主催される講演会・研修会に参加した主なもの」になります。神奈川人権  
センターで実施された9月から10月の人権学校。12月3日、11日の第31回  
かながわ国際人権集会に参加させていただきました。次に項目6「その他啓発事  
業」ですが、11月18日から12月21日に人権メッセージパネル展を市役所本  
庁舎の1階と5階のラウンジで開催しました。以上が令和2年度事業実施の報告で  
ございます。

ページをめくっていただきまして最後のページでございますのは、令和2年度の人権啓発事業への参加状況の延べ人数を集計したものになります。令和2年度は新型コロナウイルスの影響で参加者数が前年の20パーセント程度となるなど大幅な減少となりました。続きまして、令和3年度の人権施策推進事業実施計画につきまして資料の3をご覧ください。4月には各課で人権施策推進責任者と担当者の選定。また、職員の人権意識啓発に関するテーマ・取組予定を設定させていただきました。先ほどお話にもありましたように多様な性を尊重すべく藤沢市パートナーシップ宣誓制度を4月1日から開始しております。それに伴いまして、各課における職員のセクシュアル・マイノリティへの理解が必須となりますので、今年度、各課の職員の人権意識啓発に関するテーマ・取組の設定において、セクシュアリティの人権を必須としております。上から7番目、7月上旬に「藤沢市子どもをいじめから守る啓発講演会」を動画配信により開催する予定でおります。テーマは「コロナ禍における子どもを取り巻くネット環境について」ということで設定しております。5つ下の11月8日に、「第3回ふじさわ人権協議会専門部会」とありますが、こちらは第2回の誤りです。訂正をお願いいたします。その1つ下ですけれども11月頃から3月下旬にかけて、「人権eラーニング研修」。11月25日から12月16日に、人権メッセージパネル展を本庁舎の1階と5階のラウンジで実施予定です。12月上旬には第36回藤沢市人権啓発講演会をこちらも動画配信により実施する予定でおります。新型コロナウイルスの影響や、また限られた予算内ということもございますが、今年度の啓発事業に取り組んでまいりたいと思いますのでよろしくをお願いいたします。事務局からは以上になります。

○片岡会長 事務局ありがとうございました。昨年度の実施結果と今年度の実施計画案についてのご説明でしたが、去年はずいぶん参加者が少なくて残念でしたね。今年もコロナが続いているので不安なのですが、昨年度、色々と学ばれたことを今年に活かしていけるのではないかと思います。皆様方、今のご説明に関してご質問、ご意見などありますか。

○梁川委員 ひとつだけよろしいですか。昨年度の中止になった事業の中で2ページ目だと思いますが、保護者と先生との交流会というのがありましたが、今年はないのですよね。

○事務局（中村） 今年度は予定しております。

○梁川委員 わかりました。やったださるならそれはそれでよいのですが、ただ、

すごく細かいことを言うと、対象が湘南地域の小・中学校の教職員及び藤沢市内小・中・特別支援学校保護者。保護者のほうには特別支援学校はあるのだけれども、教職員のほうには特別支援学校がないですよ。具体的には白浜の先生のことだと思うのですが、これには参加しないのですか。するけど、一括りで書かれているということですか。こういうところで、少数意見というのか、みなさんの中では理解出来ていると思うのだけど、一般の人たちはわからないですよ。市内には、県立を含めた特別支援学校が複数あるはずなのですが、市民の方は白浜だけがそうだと思っていないか、ということが結構ありますよね。だから、やはりこういうところはちゃんと表示していただくなりということが、細かいことなのですが、お願いしたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

○片岡会長 梁川委員ありがとうございます。これは教育委員会のほうで指定してくるのですよね。おそらく事務局が答えようがないと思いますので。

○事務局（古谷） 今、梁川委員のほうからご質問ありましたように、対象のところ、どのような形でより効果的に交流ができるのか、改めて、今、調整中の部分もごございますので、ご意見としていただいております。

○片岡会長 ありがとうございます。他にご意見、ご質問などありますか。戸高委員 お願いいたします。

○戸高委員 前に出前で、学校とかに行っていたかと思うのですが、今年は計画の中に入っていないのですが…。

○片岡会長 ぎりぎりにならないと出てこないのではなかったでしょうか。

○戸高委員 そうでしたか。やる方向ではあるのですか。

○事務局（古谷） 出前講座。学校とかに人権擁護委員さんに行っていたという講座ですね。あと、人権擁護委員さんが企業様のほうに訪問させていただく講座もごございますが両方でしょうか。

○片岡会長 それが計画案の中に入っていないというご質問なのですが、おそらく、まだ新年度が始まったばかりで、これから出てくるお話なのではないかと私は想像するのですが、それでよろしいですか。

○事務局（古谷） はい。

○片岡会長 他にご意見、ご質問ありますか。よろしいですか。それでは議題の5に参ります。「令和2年度各課職員の人権意識啓発に関する取組結果について」事務局ご説明お願いいたします。

○事務局（中村） それでは資料4と資料5をお手元にご用意ください。昨年度から継続いただいている委員の皆様には昨年度大変お忙しい中、各課の取組にコメントをいただきまして本当にありがとうございました。皆様からは令和2年度の評価をいただくと共に今年度に向けたアドバイスも含めてコメントをいただきました。各課職員の人権意識啓発における取組と申しますのは職員一人一人の人権意識を向上させることを目的として行っております。毎年、各課で職員の人権意識啓発に関するテーマ、取組を設定して人権男女共同平和国際課に提出していただき、昨年の場合ですと、1月末までに取組結果を報告いただくまでの間に複数回、課内で研修会ですとか意見交換など気づきの機会を持っていただくお願いをしているものです。資料4の1ページ目をご覧ください。まず、こちらのほうの作りなのですけれども、左から部名、課名、各課で設定した年間テーマ、分野別番号、テーマ設置の理由、具体的な取組予定、具体的な取組経過・結果、そして今年度の効果・反省点と一番右の端にふじさわ人権協議会委員からいただいたコメントとなっております。左から5番目にあります分野別番号と申しますのは、藤沢市人権施策推進指針の分野別人権施策の推進に記載している13個の分野のことになりまして、そちらが資料5の表紙の裏に記載がございますので、ご覧いただけますでしょうか。そちらのほうの一番右側に前年度（令和2年度）の各課が選んだテーマを分類しています。令和2年度に選んだ課が多かったテーマは多い順に「就労者の人権」が40課、「障がいのある人の人権」31課、「子どもの人権」が28課となっております。また、令和年度と比べて選んだ課が増えたテーマは「セクシュアル・マイノリティの人権」が8課から16課に、「インターネット上における人権」が9課から15課に、「外国につながるのある市民の人権」が13課から18課に増えています。昨年度は新型コロナウイルスの影響で課内会議など集まって開催することが難しい状況だったのですけれども、配布した資料を各自で読んで、意見をメールで出してもらって、課内で共有したり、少人数で回数を分けて研修を実施するなど工夫して取り組んでいます。また取組内容におきましても、新型コロナの影響が見られまして、コロナ禍において人との触れ合いが難しくなっているため、普段より一層相手方に立った対応が必要だったと考えさせられた。あるいは、在宅勤務や時差出勤など、従来にはなかった勤務形態となりワークライフバランスについて考える機会となった、などこれまで以上に相手への配慮や助け合い、ワークライフバランスへの意識が高まった課も多かったようです。事務局からは以上になります。



○片岡会長 ご説明ありがとうございます。皆様方、去年の分についてご質問などあります。初めての委員の方は戸惑われるかと思うのですが、今、事務局からご説明がありましたとおり、これは職員の人権意識を高めるために各課で皆さんが好きなテーマを毎年選んでいただいて、それについての人権意識を高めていくという取組なのですね。それはある意味ではボランティアベースと言いますか、各課がされているので、それについて協議会のメンバーが分担して年度末にコメントを出すと、そういうことでございます。このことについて何かご意見、ご質問はありますか。

○梁川委員 先ほど、事務局のほうにもお尋ねしたのですけれども、それぞれの所属のところで人権テーマで取り組みをして、反省という流れがここに整理して書かれているのですけれども、それにこの委員が分担してコメントを書くというのがあるのですが、この辺の流れがもっと細かい、ここに表記されている以外の何か活動の取組の様子を把握できる状況があるのかなのかということ…。

○片岡会長 ありません。

○梁川委員 そうですね、これだけの文言でコメントを書くというのは、結構な負担だと思うのですよね。ですので、何かそのところで、昨年までの皆さんのご経験で、個人努力で工夫するだけでなく、システム上の問題として、こういう風にするとうり易くなるのではないかというご意見がございましたら聞かせていただけたら助かるなと思います。

○片岡会長 そもそもこれが始まった経緯といたしましては、何もコメントというのが最初なかったのですよね。各課で人権指針に則った施策以外で各職員が意識を高められる方策はないだろうか。でも、本務があるから、あまりそれに負担にならないようにと始められたのがこの意識啓発なのですから、コメントというのは評価ではありません。評価ではなくて、折角、頑張ってくださいのだから、こちらからエンカレッジするような内容を書いて差し上げて、更に来年度、より良く出来るようなコメントを書けたらいいかなというのが、基本の姿勢です。ですので、ここから読み取れないこともあるので、「読み取れませんけれども、こういうこともなされたのでしょうか。」というようなクエスチョンとかがあったり、ひとつのお手紙のようでもあるのですけれども、ですから、あまり固く考えずにわかる範囲で「もっとこうしたら良くなるのではないだろうか」とか。あるいは「ここはすごく良い取組でしたね」とかそういうことでよろしいのではないのでしょうか。

- 梁川委員 固く考えなくても良いということかな。評価ではないということですが、専門領域ではない部分の分担があった時にやはり自分でも勉強するのだけれども、これだけの文言だけから、それを推察してコメントを書くというのはちょっと荷が重いなという印象を持ちましたので…。わかりました。努力します。
- 片岡会長 よろしくお願ひします。他にご質問などございますか。戸高委員どうぞ。
- 戸高委員 昨年度ですね、我々が書いたことに対して担当がどんなふうにとったか、そのようなものがありましたよね。我々が書いたことがどんなふうに通じているか、どんな反応があるか全然わからないので、少し緊張もするのですが、あれは非常にいいなと思うのですが。
- 片岡会長 そうでしたね。なんというタイトルでしたっけ。コメントを書く時に前年度のコメントに対して、どう感じたかといったような、各課からちょっと簡単な資料がありましたよね。
- 事務局（中村） 各課から取組結果を報告いただく際に、「テーマ設定にあたって委員からのコメントを参考にしましたか」などの設問を加えて、報告していただきました。
- 片岡会長 昨年度から初めてやっていただいたのですけれども、我々の側としては現場の声を聞く機会がなかなかない中で、良かったですよね。どうですか、宮部委員。
- 宮部委員 すごく良かったです。書く時にどのように書いたら良いか、すごく迷いながら書いているので、現場からのコメントがあると「あのような書き方で良かったのだ」とか「もう少しこういうふうな書き方を工夫しよう」とか考えられるので、あれは是非続けていただきたいと思いました。
- 事務局（中村） 今年も継続していきたいと思ひます。
- 片岡会長 岸本委員どうぞ。
- 岸本委員 アンケートの取り方が「テーマ設定をするにあたって参考になりましたか」だったので、一部の中には「しませんでした」「コロナだから状況が全く変わっていた」とかあって、そういうリアクションだと参考にならないなと思ひたので、もう少しアンケートの取り方が変わると、参考になる回答がくるのかなと思ひたのですけれども、もう少し何かあるといいなと思ひました。
- 事務局（中村） そうですね、わかりました。

- 戸高委員 恐らく、今回が初めてだから、他の課のものを見て、結構きちんと書いているのと、「何もありません」とか書かれているのとかを見ると、「えっ」と思うのかなど。
- 片岡会長 二回目になると他を参考にされるかもしれません。よろしいでしょうか。
- 宮原委員 一点だけ。
- 片岡会長 はい。宮原委員どうぞ。
- 宮原委員 各課にいろいろ検討とか勉強してもらうとかは、何年やっているのですか。去年はやりましたね。今年度もやると。遡って長いのですか、それとも、令和に入ってくらいなのか。
- 片岡会長 取組を何年やっているかですか。おそらく一つ目の指針が出た直後からやっています。
- 事務局（古谷） 最初の時が2007年ですので、かれこれ10数年ですよ。
- 宮原委員 ということは、こういうことを職員の方々に行っていただくというのは、事務局としては、市職員の人権意識啓発向上に非常にプラスになると思うから続けているという理解でよいのですか。ただ、ずっと継続、継続で去年もやったから、今年もやっている。その辺りが、非常に失礼ながら、前例主義とか、去年もやっていたから、今年もやっている。そうすると続けるというとなかなかどうなのかなど。大胆な見直しといいますか、コメントに対するリアクションを入れたというのは、非常に良い視点だと思うのですが、常に見ていかないと「この程度のことを書いておけばいいんだよ」と。評価もないわけですから、そうすると非常に多忙な業務をやっている中で、人権に限ってテーマを決めて、結果を課内でまとめていったら、全員でまとめるというか、おそらく想像するに、担当を振られた人が頑張るというか。それだとあまり意味がないので、そこら辺が厳しいでしょうけど、メンバーも変わりますけれども、常に「これでいいのか。これでいいのか。」という意識をしていかないと、折角大規模にやってもなかなか、という感じを受けました。
- 片岡会長 宮原委員ご意見ありがとうございます。もし、よりよくしていく良い案がありましたら、是非、委員会の中で出してください。今年度は、また同じようにやってまいりますけれども、来年度から変えるのでしたら、まだまだ間に合いますので、どうぞよろしくお願いいたします。他にご意見よろしいですか。市川委員。

○市川委員 私からみると、日本では紙をすごく使うのですよね。今、海外ではもう紙はほとんど使われていません。インターネットを通じて、例えばアプリであったり、例えばA、B、Cの中でどれか選んでというようにしたら、もっとシンプルになるかもしれませんね。海外ではなるべくこういうところはすごくシンプルな形でA、B、C、Dのような答えがあって、それを選んで評価を書いたりとか応援したりとか、とてもデジタルになるのですけれども、日本はまだ紙で見て、触って、それはもちろんそれぞれの文化であったりするので、私がすごく漢字の勉強になりますので。

○片岡会長 そうですね。ペーパーレスを進めていかないといけないですね。他によろしいですか。それでは、時間もありますので次に進ませていただきます。議題6「令和3年度各課職員の人権意識啓発に関する取組のコメント分担について」、よろしく願いいたします。

○事務局（古谷） 今、ちょうど各課で取り組んでいただく人権意識啓発に向けた取組（令和2年度）の内容及びそのコメントなどについて、今後どういう形でやっていくかという少し課題のようなものを皆さんからいただいたのかなと思っております。簡単にコメントさせていただくと、まず、これを例年やっていることの意味というのは、決して前例踏襲あるいは漫然とやっているという状況ではないということだけは、しっかりお伝えさせていただきたいと思います。先ほど、片岡会長のほうからお話がありましたけれども、人権施策、事業あるいは各課の政策として取り組んでいく部分とは別に、職員が藤沢市職員として、少し大きく言ってしまうと人として必要な人権意識を職務であったり、職場であったり、働く環境の中でしっかりと一人一人が自分事として認識してもらいたいということで、各課に取り組んでいただき、それに対してお忙しい中、委員の皆様からコメントをいただいて、フィードバックをしているということです。コメントにつきましては、先日、担当課の課長のほうから電話をもらいましたけれども、非常にしっかり読んでいます。一人一人読んでいて、先ほど片岡会長からのお話にありましたけれども、励ましであったり、こういう視点でどうなっていますかというようなことが、それぞれに課で認識をしていただいておりますので、是非この取組は進めていきたいなと思っております。それで、令和3年度です。先ほど、梁川委員のほうから少しこれに関してご不安というか、どういうふうに書けるかなというようなご意見もありましたが、例年ですとコメントの分担というのを第2回の協議会で決めていました。今年度に

つきましては、やはり年度の早い時期にコメントの分担を割り振っていただくと、1年間を通じてご自身が分担された課がどういう人権に関して取り組もうとしているのか、それをご自身としても見られるし、あるいは何かあった時に、「どのような状況ですか」と聞けるということで、今年度からは第1回の協議会で決めることにいたしました。

○片岡会長 ありがとうございます。確かに今までは秋になって分担を決めていたのですけれども、年度初めから分担を決めるというのはとても新しいかと思えます。それに職員の皆さんがそういうお気持ちで取り組んでくださっているというのはちょっと嬉しいですね。コメントを分担していくのですが、参考の案がございしますが、こちらをご覧くださいませでしょうか。事務局がとりあえず案を作ってくださいているのですけれども、新しい委員さんがいらっしゃる中で、経年の変化を見る視点を踏まえて、皆様の専門分野を考慮して、割り振られたとのこと。ご自身の分担部分を見つけられますでしょうか。例えばご自身が苦手分野でできれば変わって欲しいとかそういったことも可能ですが、この分担について何かご意見ありますか。何か都合が悪い部分がありましたら事務局に言っていただくということでもよろしいですか。それで事務局で調整していただくということで。

○事務局（古谷） 今、会長のほうからもコメントございましたように、経年変化を見ていただくという部分を大切にしましたのと、委員を少し長くやってらっしゃる方にはまた違う分野の部局を持っていただいたり、初めての方につきましては少し親しみを持っていただけるような形で整理をさせていただいております。あと、皆様のバックグラウンドと申しますか、様々なご経験や専門分野がございしますので、そういった点も考慮して案を入れさせていただいております。具体的には資料5と照らし合わせるような形で「自分の担当の課は、今年こんなことを取り組んでいくのだな」ということで見守っていただけると、大変助かります。

○片岡会長 はい。よろしいですか。それではこの分担表にある分担で皆さんに後ほどコメントをお願いします。では、議題の7にまいります。「令和2年度人権eラーニングの実施結果について」ご説明お願いいたします。

○事務局（中村） 資料6をご用意ください。令和2年度人権eラーニングの実施結果についてですが、まず、「eラーニング研修」というのは、各課で独自に作成したパワーポイントのコンテンツ（スライド）を利用し、職員がパソコンで、各自で読み進めて行う研修のことになります。昨年度は、受講期間を1月12日～3月12

日までとして実施しました。対象者は、職員情報ポータル利用端末の生体認証の登録を行っている全職員で、消防局の職員、保育士、市民病院の事務職員、会計年度任用職員などを含みます。ただし、市民病院の医師、看護師、専門スタッフなど、職員情報ポータル利用端末を利用しない職場の従事者は対象とはなっていません。昨年度の研修対象者数は、3,293人で、受講終了率97.9%となっています。対象者数は、全対象者数3,401人から、病休・休職等の受講対象外79人と、理事者・部長等の集計対象外29人を除いた数になります。効果・反省等ですが、アンケートからは、人権について理解や関心が「深まった」、「まあまあ深まった」との回答が9割以上あり、「自分の言動を振り返りきっかけとなった」「わかりやすくまとめられており、理解しやすかった」などの感想があり、職員の意識啓発として一定の効果が得られたと考えております。eラーニングコンテンツは、その後ろに添付しているものになります。実際は、カラーです。アンケートでは、eラーニングの実施時期について、1月よりももっと早い時期の実施を望む意見がありましたので、今年度は11月から開講したいと考えております。第2回協議会で、今年度のeラーニングの(案)を皆様にお諮りできればと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。事務局からは以上です。

○片岡会長 はい。ありがとうございます。毎年高い率でeラーニングを研修されているということです。皆様方、ご質問、ご意見ありますか。今年度のコンテンツについては、これから考えられるのですよね。

○事務局(中村) はい。

○片岡会長 それは秋に事務局のほうから示されると思います。よろしいでしょうか。では、次にまいります。議題の8「藤沢市人権施策推進指針の改定について」事務局から説明をお願いします。

○事務局(古谷) では、資料7をご覧くださいと思います。実は「藤沢市人権施策推進指針」、先ほどからお話に出ていますけれども、最初にできましたのは2007年でした。その後、2016年3月に改定版を出しております。この改定版の中で、2016年3月に改定されてから5年以上が経過しているということと、指針の中で「社会情勢の変化などに対応するため、概ね5年ごとに見直しを行い、改定をする」ということが2ページにはっきりと書いてございます。こちらの指針自体は、国の人権教育及び人権啓発の推進に関する法律をコンセプトとしまして、それに基づいて作られているものなのですけれども、概ね5年が過ぎる中、やはり

市としましては、改定をいたしたく思っております。「なぜ改定するの。何のために改定するの。」という視点といたしましては、大きく二つお示しをさせていただきました。一つは、藤沢市市政運営の総合指針2024いわゆる市のグランドデザイン、総合計画と言われるものですが、こちらが策定され、令和3年度、今年度を初年度として始まっております。その中で3つのまちづくりのコンセプト「将来的に藤沢市はこういうまちをめざしていきます」というものの1つとして、「共生社会の実現をめざす誰一人取り残さないまち（インクルーシブ藤沢）」を示すと共に、その総合指針、いわゆる総合計画の中で、一人一人の人権を尊重し、ジェンダー平等を促進すると共に、あらゆる人が共同して作る平和な社会の実現に向けて、市民、地域社会の質的な成熟をめざす必要性をはっきりと記載しているという状況がございます。そして、2点目としましては、今、新型コロナウイルスが大きな社会変革のきっかけとなっており、人権と多様な主体への働きかけというものが大切になってきています。私もこちらをしっかりと読みこませていただいて、現行の指針において課題とされている「子どものいじめ」や「障がいのある人への差別」といった喫緊の人権課題への対応、SNSなどインターネット上における人権侵害など、新たな人権課題への対応、外国人やセクシュアル・マイノリティの方などは、この指針の中ではまだまだ理解が進んでいない人権課題ということで策定されました。そこに新型コロナウイルスに関連する人権問題、働く人の人権であったり、女性や若年層に関する人権問題など社会情勢の変化を踏まえる必要があると認識をしております。加えて、皆様もご存じのようにSDGs（持続可能な開発目標）の視点を取り入れて、市民の方々、NPOボランティアの皆さん、大学、企業など多様な主体への周知啓発や連携をより意識した指針をめざすことを想定しております。実はこの指針、先日も議員さんからご質問を受けたのですが、どちらかというと職員に向けたガイドラインとしての位置づけが非常に高いものになっております。なので、なかなか市民の方が手に取って、お一人お一人が何かを考えるきっかけ作りとしていただくには、ちょっと固いという部分もあり、そのような点も少し踏まえて検討させていただければ思っております。なお、検討を進めさせていただく際に、先ほどお配りしました人権協議会要綱第9条の中に専門部会を設置して検討を進めるという規定がございます。前回の時にも専門部会を設置して、検討を進めさせていただいたという経緯がございますので、具体的な進め方としては、同じく専門部会の設置をさせていただきたいと思っております。それから、やはり指

針の改定にあたっては、市民の方お一人お一人がどのような意識でいらっしゃるのかという調査も必要でございます。やはりこの指針の中で、指針をもし改定するのであれば、その都度、市民意識調査と同等の調査を行って、市民の方の人権意識やニーズを的確に捉えた上で行うことという記載がございますので、こちらについても、市民意識調査の実施に向けた検討を併せて行わせていただければと思います。なお、先ほど担当の説明にもございましたが、藤沢市政も新型コロナウイルス、命にかかわる部分への予算の重点配分ということがある中で厳しい予算編成になってくるとは思います。その辺の問題もありますが、指針は指針としてしっかりと改定をさせていただきたいというのが私どもの願いでありますので、よろしく願いできればと思います。事務局からの説明は以上です。

○片岡会長 ありがとうございます。意識調査はできるのですか。規模を小さくして行う。

○事務局（古谷） 意識調査については、前回は初めての人権に関する意識調査と伺っております。

○片岡会長 はい。しっかり大規模なものをやりました。

○事務局（古谷） やはり、1回しか行っていないという中で、経年の変化を事務局としては見たいという部分もありますし、項目をもう少し精査して、今の状況で必要なものを入れ込んでいく必要もある。会長がおっしゃられたとおり、現時点では、同等の調査を想定しつつ、予算との兼ね合いの中で非常に難しくなってくれば、手法を変えてでも検討を進めると。基本的にはやる方向で行きたいと思っています。

○片岡会長 今年度ですか、来年度ですか。

○事務局（古谷） 来年度です。

○片岡会長 わかりました。来年度、それを実施して、その結果が出て、結果を受けて改定するのですよね。

○事務局（古谷） そうですね。スケジュールとしましては今年度、専門部会の中で方向性、内容について、あるいはどういう意識調査をしてほしいかを検討します。来年度前半でその意識調査を行い、出た結果をもとに、来年度中の改定をめざしたいと思っています。本来であれば、一年ずれるはずなのですよね。

○片岡会長 なかなか忙しいですよ。

○事務局（古谷） なかなか忙しいですね。



○片岡会長 ということ、皆さんよろしくお願いいたします。事務局からご説明がありましたように、専門部会を設置してこの人権指針の改定を進めるということ、それと意識調査を行うということのご説明がありました。専門部会についても、事務局のほうでご説明お願いいたします。

○事務局（古谷） 専門部会の設置に際しては、何か細かい部分について集中してご検討をいただくという会になります。これまでは指針の改定のタイミングで設置されてきました。今回もこの指針の改定に際しましては、やはり専門部会を設置させていただきたい。その中では、概ねバランスよく喫緊の課題となっている、あるいは今後、課題になるであろう分野の方々を選出させていただき、これは会長に選出させていただく形になるのですけれども、皆様には大変恐縮ではございますが、事務局と前会長でもいらした片岡会長と専門部会に向けての調整をさせていただいております。その中で各分野から、それぞれ出ていただくということで設置をさせていただく中では、私ども事務局としてお願いしたいのは、市川委員、星野委員、深田委員、岸本委員、そして片岡会長ということをお願いができればと思います。少し補足説明をさせていただくと、市川委員におかれましては、特に市内に暮らす外国に繋がりを持つ方々の視点からご参画をいただきたい。星野委員につきましては、セクシュアル・マイノリティの方々の視点からご意見をいただく。また、深田委員におかれましては、副会長またはセンターからの広範囲な形で人権全般に渡るご指導をいただきたい。そして岸本委員につきましては、法律の専門的な立場から法と人権、制度と人権、あるいは権利擁護といった視点でご意見をいただきたい。また片岡会長につきましては、当初の指針の策定から経過を全てご存じという中で、調整のまとめ役となっていただきたいということで、検討を進めてまいりたいと考えております。

○片岡会長 はい。ありがとうございます。専門部会の委員の皆様 市川委員、星野委員、深田委員、岸本委員そして片岡となりますが、皆様とても忙しくなりますがどうぞよろしくお願いいたします。他に人権施策推進指針の改定について何かご質問、ご意見などありますか。

○深田委員 はい。

○片岡会長 深田委員どうぞ。

○深田委員 記憶ですと、昨年度、横浜市が人権指針改定に向けた市民意識調査をやったのですが、その報告書というのは届いているのですか。

- 事務局（古谷） いいえ。
- 深田委員 そうですか。これから市民意識調査の設問を検討するにあたって、参考になると思うので、年度がかわってから報告書がおそらく出ていると思いますので、横浜市の人権課に問い合わせるといいと思います。それから、神奈川県が今年、人権指針を改定する予定なのですね。意識調査をやるのかはわかりませんが、県がどういう人権課題を盛り込むかということも含めて、県にも話を聞かれると良いのではないかと思います。
- 事務局（古谷） ありがとうございます。
- 片岡会長 他にご意見は。
- 戸高委員 はい。
- 片岡会長 戸高委員どうぞ。
- 戸高委員 今、タイムスケジュールの報告があったのですけれども、細かい、いつに何をやる、みたいなものがあると分かりやすいと思うのですが。
- 事務局（古谷） おっしゃるとおりでございます。実は専門部会に一度かけさせていただき、専門部会とまたこちらの全体会とフィードバックして、常に情報共有をはかるような形でさせていただければと思います。ご指摘ありがとうございます。申し訳ございません。
- 片岡会長 他にご意見、ご質問ございますか。はい、宮部委員。
- 宮部委員 2023年の3月に改定版が出来上がるということによろしいですか。今の任期が終わる時に出来る。
- 事務局（古谷） はい。そうです。皆さんが改定メンバーということになっていくかと思いますのでよろしくお願いいたします。
- 片岡会長 なかなか大変ですね。他にいかがでしょうか。よろしいですか。それでは議題の9にまいります。「意見交換等」ということなのですが。本日、改選後の第1回協議会ですし、皆様それぞれ団体、個人として日頃からお取組みの課題などについておひとり1分程度で何かシェアできるものがあればと思いますが。これは全員ということですか。
- 事務局（古谷） 先ほど、自己紹介の中でお話されていたので、もし追加で何かありましたら…。
- 片岡会長 何か追加でお話されたいことがありましたら、どうぞ。はい、宮部委員。

○宮部委員 私は今、施設の方に関わっているのですけれども、なかなか肌が触れ合う面会ができない状況になっていて、入所者もご家族も寂しい思いをしている状況です。それとは別に、在宅で暮らしている方も、去年までは見守りが大事だからと、割と近所の方がお互いに見守りし合うという状況ができたのですが、今はあまりよそのお宅に行けない状況になっておりますので、それも関係してだと思っておりますけれども、関わって欲しくないという方が増えていて、孤独死につながるようなケースが在宅では増えている状況です。

○片岡会長 そうですよ。それもそうですし、やはり人との関わりが少なくなると認知が進んだりとかしますよね。

○宮部委員 高齢者は全体的に、心配していたとおり、認知症が進んだり、身体的にフレイルな、介護までいかないのですけれども、身体状況が悪くなっている方が増えていらっしゃいます。サービスを利用できる方も、心配だからと利用控えられている方がまだいらっしゃいます。

○片岡会長 この間、もっとお若い方で自分が他の方にコロナをうつしてしまったのではないかということで、自死された方がいらしたりとか。コロナがもたらす様々な問題というの、やはり次の指針の中に網羅していかないといけない。はい、戸高委員。

○戸高委員 そういう部分では、我々の仕事は、基本的には、直接支援をベースにやっているのですが、なかなか距離感が難しい部分があります。精神科に今、入院されている方で、今までは面会に行けたのに、それが行けなくなった。面会もリモートでとか。入院して外泊をしながら退院をするということがありますが、この外泊ができないから、もう外泊イコールいきなり退院といった形で、本来は入院して、地域に慣れるための流れがあるのに、その辺が全部阻止されている。あと我々が入れない。本来は我々が入ることで色々見えたりということがありますが、やりにくい部分がたくさんあります。

○片岡会長 そうですよ。人の関係。インターネット上だけではどうにもならないこと、あと書面上ではどうにもならないことが人間関係の中にはあると思うのですけれども、その部分がどうやったら、こういう状況の中でカバーしていけるのか。すごく大きな課題ですよ。ありがとうございます。他にご意見などありますか。

○星野委員 はい。

○片岡会長 星野委員お願いいたします。

- 星野委員 私は性的マイノリティの居場所づくりを行っています。ずっとアンケート調査を行っているのですが、コロナ前と後でメンタルヘルスの比較をしたところ、抑うつや度合の高い人が、前は15%なのに対して、コロナ後には倍の30%近くに増えている。それで細かく分析したところ、両親に自分のセクシュアリティの話をしていない人、片方の親にしか言っていないとか、あとは全く言っていないといった方の割合が高い。
- 片岡会長 同居しているということですか。
- 星野委員 同居しています。
- 片岡会長 外になかなか自分が出られないから
- 星野委員 そうですね。親と一緒にいる時間が増えて、ストレスが溜まって。そういう方が増えているなど感じています。親に言えないということが。
- 片岡会長 いろいろな親御さんがいらっしゃいますから。他の人とは違うことが受け入れられないタイプの方もいらっしゃるでしょうから、そういうことなのでしょうね。難しいですね。
- 星野委員 最近、各自治体でパートナーシップ制度を始めていますけれども、それによって理解が進んでいると思いがちなのですよね。でも、それを持っていざ親や友達にカミングアウトして否定されたりとか。それで傷ついている人もいます。
- 片岡会長 進んではきているのだと思うのです。社会的に進んできていて、セクシュアル・マイノリティという言葉は皆さん知っているのだけれども、いざそれが自分に直接関わることになるのとちょっと待ってみたいなことになってしまう。
- 星野委員 そういうことですね。
- 片岡会長 いろいろな方がいらっしゃると思いますけれども。少しずつそういった意識がもっと皆さん自由になっていけばいいなと思います。他に何かご意見などありますか。
- 木村委員 一点だけよろしいですか。
- 片岡会長 木村委員どうぞ。
- 木村委員 子ども関係でお話をさせてください。今、いくつかコロナ関係でいろいろな難しさがあるということなのですが、大人のそういったものが、どこにひずみが来るかということ、子どもに来るとということが非常にあります。学校は今、とりあえず通常の授業がOKとなっているので、その中で関係性を作りながら、成長というものがあるのですが、家庭の中での影響というのが、もろに子ども

もには影響がありますので、そういったところで今、徐々にそういったものが出始めているというのが、今の学校の現場の状況かなと。やはり弱者に、というところが非常に大きいのかなと。そういった意味ではそこに対する対応として、関係機関と連携を取りながら幅広く支援をしていくというところで取り組んでいるところです。以上です。

○片岡会長 ありがとうございます。経済的にコロナ前よりも収入が格段に下がったという人が三割くらいいらっしゃるようなのですけれど。そういった面でも、大人の貧困イコール子供の貧困ですし、生活に困っている方々の人権ということも、更に配慮していかないといけないと思っています。他によろしいでしょうか。それでは皆さん貴重なご意見どうもありがとうございました。続きまして、議題の10「その他」にまいります。委員の皆様方から何かございますか。よろしいですか。事務局いかがでしょうか。

○事務局（古谷） 事務局からは、特にございません。

○片岡会長 他にないようでしたら、これをもちまして閉会とさせていただきます。議事の進行にご協力いただきまして、ありがとうございます。では令和3年度 第1回ふじさわ人権協議会を終了させていただきます。

以 上